

次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第七条の四第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間

(これらの退職の日に職員、第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日以前の期間)を除く。)をいう。

一 職員としての引き続きしたる在職期間
二 第七条第五項の規定により職員としての引き続きしたる在職期間を含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続きしたる在職期間

三 第七条第五項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きしたる在職期間

四 第七条第五項第二号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きしたる在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続きしたる在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きしたる在職期間

五 第七条第五項第三号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続きしたる在職期間、特定公庫等職員としての引き続きしたる在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続きしたる在職期間

六 第七条第五項第四号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きしたる在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きしたる在職期間

七 第七条第五項第五号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続きしたる在職期間

た在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間

八 第七条第五項第六号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

九 第七条第五項第七号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間

十 第七条第六項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

十一 第七条の四第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十二 第七条の四第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十三 第七条の四第三項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十四 第七条の四第三項第二号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

十五 第七条の四第三項第三号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十六 第七条の四第三項第四号に規定する場合における国家公務員としての引き続きいた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

十七 第七条の四第三項第五号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十八 第七条の四第三項第六号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

十九 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に知事が定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基
本額に係る特例)

第五条の三 第五条第一項に規定する者(勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。)のうち、佐賀県職員の定年等に関する条例第二条に規定する定年退職日の前年の三月

(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)

第五条の二 前条第一項の規定に該当する者
のうち、佐賀県職員の定年等に関する条例
第二条に規定する定年退職日の前年の三月
三十一日までに退職した者であつて、その
勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退

				<p>三十一日までに退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
<p>第五條の二第一項第一号</p>	<p>及び特定減額前給料月額並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退</p>	<p>第五條第一項</p>	<p>退職日給料月額</p>	<p>読み替へる規定</p>	<p>読み替へらるる字句</p>
<p>第五條の二第一項第一号</p>	<p>及び特定減額前給料月額並びに特定減額前給料月額に退</p>	<p>第五條第一項</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められて</p>	<p>読み替へる規定</p>	<p>読み替へる字句</p>
				<p>職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」とする。</p>	
<p>第五條の二第一項第二号</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>第五條第二項</p>	<p>退職日給料月額に、</p>		
<p>第五條の二第一項第二号</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額のうち最も遅</p>	<p>第五條第二項</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められて</p>	<p>職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額</p>	

い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとすし、かつ、その者の同日までの勤務期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第五条の四、第五条の五 略

(退職手当の基本額の最高限度額)

第六条 第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第六条の二 第五条の二第一項の規定により

計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額

第五条の三、第五条の四 略

(退職手当の最高限度額)

第六条 第三条から第五条の二までの規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

二 六十未満 特定減額前給料月額に第五条の二第一項第二号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	第三条から第五条まで	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条
これらの	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第五条の三		

第六條の	第六條の 二第一号	同項の	同項第二号	第六條の 二	第六條の 二
特定減額前	特定減額前 給料月額	同項の	同項第二号	第五條の二 第一項の	第五條の二 第一項の
特定減額前 額	特定減額前 給料月額及 び特定減額 前給料月額 に退職の日 において定 められてい るその者に 係る定年と 退職の日以 後の最初の 三月三十一 日における その者の年 齢との差に 相当する年 数一年につ き百分の二 を乗じて得 た額の合計 額	同条の規定 により読み 替えて適用 する同項の	同条の規定 により読み 替えて適用 する同項の	第五條の三 の規定によ り読み替え て適用する 第五條の二 第一項の	第五條の三 の規定によ り読み替え て適用する 第五條の二 第一項の
<p style="text-align: right;">二第二号</p>					
<p style="text-align: right;">給料月額</p>					
<p style="text-align: right;">第五條の二 第一項第二 号</p>					
<p style="text-align: right;">及び退職日 給料月額</p>					
の者の年齢	並びに退職 日給料月額 及び退職日 給料月額に 退職の日 において定 められてい るその者に 係る定年と 退職の日以 後の最初の 三月三十一 日における その者の年 齢との差に 相当する年 数一年につ き百分の二 を乗じて得 た額の合計 額	第五條の二 第一項第二 号	第五條の二 第一項第二 号	第五條の二 第一項第二 号	給料月額及 び特定減額 前給料月額 に退職の日 において定 められてい るその者に 係る定年と 退職の日以 後の最初の 三月三十一 日における その者の年 齢との差に 相当する年 数一年につ き百分の二 を乗じて得 た額の合計 額

との差に相 当する年数 一年につき 百分の二を 乗じて得た 額の合計額	当該割合	当該第五条 の三の規定 により読み 替えて適用 する同号口 に掲げる割 合
--	------	---

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号、以下「施行令」という。）第六条に規定する法人その他知事が定める法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方

公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする。ことと定めておけるものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。）をした期間のある月（現実に職務に従事することを要する日があつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別知事が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 五万円
- 二 第二号区分 四万五千八百五十円
- 三 第三号区分 四万七千七百円
- 四 第四号区分 三万三千三百五十円
- 五 第五号区分 二万五千円
- 六 第六号区分 二万八百五十円
- 七 第七号区分 一万六千七百円
- 八 第八号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第五条の二

第二項第二号から第十九号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に知事が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に知事が定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）

第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第七号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者でその勤続期間が四年以下のもので及び第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に知事が定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の

基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の三、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十

二 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十

三 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

2 前項の「基本給月額」とは、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて別に知事が定める額とする。

（勤続期間の計算）

第七条 略

2 略

3 職員が退職した場合（第八条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引続いて在職したものとみなす。

4 前三項の規定による在職期間のうち休職月等が一年以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（地方公務員法第五十五条の二第二項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数を前三項の規定により計算したる在職期間から除算する。）

（勤続期間の計算）

第七条 略

2 略

3 職員が退職した場合（第八条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引続いて在職したものとみなす。

4 前三項の規定による在職期間のうち地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の

<p>5 第一項に規定する職員としての引き続き在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員</p>	
<p>5 第一項に規定する職員としての引き続き在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員</p>	<p>拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。）第六条に規定する法人その他知事が定める法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。）をした期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。</p>
<p>6 略</p> <p>7 前各項の規定により計算した在职期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が六月以上一年未満（第三条第一項（傷病又</p>	<p>以外の地方公務員等」と総称する。）が、引き続き職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きした在职期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きした在职期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きした在职期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在职期間（当該給与の計算の基礎となるべき在职期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た額（一年未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きした在职期間には含まないものとする。</p> <p>一七 略</p>
<p>6 略</p> <p>7 前各項の規定により計算した在职期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が六月以上一年未満（第三条第一項（傷病又</p>	<p>以外の地方公務員等」と総称する。）が、引き続き職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きした在职期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きした在职期間については、前四項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きした在职期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在职期間（当該給与の計算の基礎となるべき在职期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た額（一年未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きした在职期間には含まないものとする。</p> <p>一七 略</p>